

医療法人社団協友会 介護老人保健施設ハートケア左近山
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規定設置の主旨)

第1条 医療法人社団協友会が開設する介護老人保健施設ハートケア左近山(以下「当施設」という。)において実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防通所リハビリテーション)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施する。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 7 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 8 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 医療法人社団協友会 介護老人保健施設ハートケア左近山
通所リハビリテーション
- (2) 開設年月日 平成15年3月1日
- (3) 所在地 神奈川県横浜市旭区市沢町971-1
- (4) 電話番号 045-355-5033 Fax 番号 045-355-5034
- (5) 管理者名 近藤 直弥
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1453280062)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人(医師兼務)
- (2) 看護職員 1人以上
- (3) 介護職員 4人以上
- (4) 支援相談員 1人以上
- (5) 管理栄養士 1人以上
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
 - ・理学療法士 1人以上
 - ・作業療法士 1人以上
 - ・言語聴覚士 1人以上
- (7) その他 1人以上

(職員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる職員の統括管理、指導を行うとともに、利用者の日常的な医学的対応を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を

行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。
- (3) サービス提供時間は午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、介護予防通所リハビリテーションの利用定員数とあわせ、1日45人とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画およびリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、栄養改善サービス、食事相談を実施する。
- 6 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、口腔機能向上サービスを実施する。
- 7 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、若年性認知症ケアサービスを実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用品費、教養娯楽費、おむつ代、区域外の場合は送迎費の利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。支払いに対しては、文書で事前に説明し同意を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

横浜市旭区

中尾一丁目、二丁目 二俣川一丁目、二丁目 さちが丘 万騎が原 桐が作
中沢一丁目 本村町 四季美台 鶴ヶ峰一丁目、二丁目 本宿町 南本宿町 大池町
川島町 西川島町 三反田町 小高町 市沢町 左近山

保土ヶ谷区

今井町 境木町 法泉一丁目、二丁目、三丁目 新桜ヶ丘一丁目、二丁目 藤塚町
初音ヶ丘 岩崎町 霞台 月見台 桜ヶ丘一丁目、二丁目 花見台 神戸町
星川一丁目、二丁目、三丁目、 明神台 仏向町 坂本町 川島町

(身体の拘束等)

第 12 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第 13 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、別に定める褥瘡対策指針によりその発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 当施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、当施設は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 飲酒、喫煙は禁止する。
- ・ 宗教活動は禁止する。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、あらかじめ届出をして許可をうけること。
- ・ 金銭・貴重品は極力持ち込まないこと。自身で管理を行うこと。
- ・ 通所リハビリテーション利用日と医療機関での受診日が重ならないようにすること。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為、安全衛生を害することは禁止する。
- ・ 金銭、所持品の授受は行わないこと。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、所属職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) 当施設は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 18 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、別に定める事故発生の防止のための指針により介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第 19 条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第20条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第21条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団協友会の就業規則による。

(従業者の健康管理)

第22条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第23条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

- (2) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

(苦情相談体制)

第 25 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情相談窓口担当者 施設長 近藤 直弥
事務長 岡田 和也
看護部長 永井 美寿穂
- (2) 受付時間 9：00～17：30（月～土）
- (3) ご意見箱の設置場所 1Fエレベーター前に設置

- 2 施設サービスの内容に関し、介護保健法第23条の規定により、横浜市が行う質問若しくは照会に応じ、入所者及びご家族からの苦情に関して横浜市が行う調査に協力するとともに、横浜市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設サービスの内容に関し、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 公的機関苦情受付窓口
- ・横浜市旭区役所 高齢・障害支援課 045-954-6061
 - ・横浜市保土ヶ谷区役所 高齢・障害支援課 045-334-6381
 - ・横浜市健康福祉局 介護事業指導課 045-671-2356
 - ・神奈川県国民健康保険団体連合会
介護保険課 介護苦情係 045-329-3447

(従業者の研修)

第 26 条 当施設は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通りとする

- (1) 採用時研修、採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修、月1回

(虐待防止)

第 27 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 サービスに関する利用者及びその家族からの虐待に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 虐待相談窓口担当者 虐待防止委員会

(2) 受付時間 9時00分から17時00分までとする。

3 公的機関虐待受付窓口

- ・横浜市旭区高齢・障害支援課 045-954-6125
- ・横浜市保土ヶ谷区高齢・障害支援課 045-334-6328
- ・横浜市健康福祉局介護事業指導課 045-671-2356

(その他運営に関する重要事項)

第28条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団協友会 介護老人保健施設ハートケア左近山の運営委員会において討議し、管理者が定めるものとする。

付則

- ・この運営規程は平成15年3月1日より施行する。
- ・平成15年10月 1日 一部改訂
- ・平成17年10月 1日 一部改訂
- ・平成18年 4月 1日 一部改訂
- ・平成19年10月 1日 一部改訂
- ・平成20年 7月 1日 一部改訂
- ・平成20年12月 1日 一部改訂
- ・平成21年 7月 1日 一部改訂
- ・平成22年 4月 1日 一部改訂
- ・平成22年 7月10日 一部改訂
- ・平成23年 2月 9日 一部改訂
- ・平成23年 6月 1日 一部改訂
- ・平成24年 1月16日 一部改訂
- ・平成24年 4月 9日 一部改訂
- ・平成25年 1月 1日 一部改訂
- ・平成26年 4月 1日 一部改訂
- ・平成28年 8月15日 一部改訂
- ・平成31年 4月 1日 一部改訂
- ・令和 3年 4月 1日 一部改訂
- ・令和 6年 1月 1日 一部改訂
- ・令和 6年 6月 1日 一部改訂

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） 重要事項説明書
(2024年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団協友会 介護老人保健施設ハートケア左近山
- ・開設年月日 平成15年3月1日
- ・所在地 横浜市旭区市沢町971-1
- ・電話番号 045-355-5033 FAX 045-355-5034
- ・管理者名 近藤 直弥（医師）
- ・介護保険指定番号 1453280062

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔介護老人保健施設ハートケア左近山の運営方針〕

当施設は、利用者の自立支援・家庭復帰の支援を致します。

当施設は、家庭的な雰囲気を重視します。

当施設は、地域・家庭との結びつきを追求していきます。

(3) 施設の職員体制

通所リハビリテーション	
	必要人員
・医師（管理者）	1人
・看護職員	1人以上
・介護職員	4人以上
・支援相談員	1人以上
・理学療法士	1人以上
・作業療法士	1人以上
・言語聴覚士	1人以上
・管理栄養士	1人以上
・調理員	委託業者
・事務・その他	適当数

(4) 営業日およびサービス提供時間

営業日：月曜日～土曜日（祝祭日も含む）

（休日 年末年始12月31日～1月3日）

サービス提供時間：9：30～16：30（7時間）

(5) 定員（介護予防通所リハビリテーション含む）

1日 45名

2. 介護保険証の確認、健康手帳への記録

ご利用のお申し込み時、およびご利用期間中付に1度、ご利用者の介護保険証、後期高齢者医療保険証または健康保険証、その他必要な認定証等を確認させていただきます。

3. 通所リハビリテーションサービスの内容

居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用頂き、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の家庭での生活を継続させるために提供されます。

サービスの提供にあたっては、利用者に関わるあらゆる職種が協同して通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者本人、扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意いただくようになります。

① 通所リハビリテーション計画の立案

- ・ 個々のサービス計画を作成します。

② 食事

- ・ 食事は原則として食堂でおとりいただきます。

お茶（水分補給）	10：00～
昼食	12：00～
おやつ	15：00～

- ・ 通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

③ 入浴

- ・ 居宅介護サービス計画に基づき実施します。
- ・ 一般浴槽・特別浴槽があり、利用者にあった浴槽にて対応致します。
- ・ 通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

④ 医学的管理・看護

- ・ 利用者の状態に照らし、適切な医療・看護（服薬管理・血圧測定・検温・処置等）を行います。

⑤ 介護

- ・ 通所リハビリテーション計画に基づき実施します。
- ・ 日常生活でお困りの際、専門職員により支援します。

⑥ リハビリテーションマネジメント

- ・ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、個別にリハビリテーション実施計画書を作成し、個別にリハビリテーションを実施し利用者の状態を定期的に記録し、計画の進捗状況を定期的に評価し見直しを行います。

⑦ レクリエーション

- ・ 日常生活の中にゆとりと楽しみを創造し生きがいを作り出す為に行われる余暇活動です。

⑧ 選択的サービス

- ・ 居宅介護サービス計画に基づき、低栄養状態にある又はおそれのある利用者に対し、その改善等を目的として個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められる栄養改善サービスを行います。
- ・ 居宅介護サービス計画に基づき口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められる口腔機能向上サービスを行ないます。
- ・ 居宅介護サービス計画に基づき、主治医等と適切に連携を図り、若年性認知症利用者に対して適切なサービスを行います。

⑨ 送迎サービス

- ・ 居宅サービス計画に基づき、自宅と施設間の送迎を行います。

通常の送迎サービス実施地域

横浜市旭区	中尾1丁目、2丁目 二俣川1丁目、2丁目 万騎が原 中沢1丁目 本村町 四季美台 さちが丘（一部除く） 鶴ヶ峰1丁目（一部を除く）、2丁目（一部除く） 本宿町 大池町 川島町（一部除く） 西川島町 三反田町 小高町 市沢町 左近山 桐が作
横浜市保土ヶ谷区	今井町 境木町 法泉1丁目、2丁目、3丁目 新桜ヶ丘1丁目、2丁目 藤塚町 初音ヶ丘 岩崎町 霞台 月見台 桜ヶ丘1丁目、2丁目 花見台 神戸町 星川1丁目、2丁目、3丁目 明神台 仏向町 坂本町 川島町

⑩ 相談援助サービス

- ・ お困りの際は支援相談員にご相談下さい。

⑪ その他（何かお困りの際は、いつでも職員に声をかけて下さい。）

4. 協力医療機関等

協力医療機関への受診

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力病院

病院名称	住所	専門領域
横浜相原病院	横浜市瀬谷区阿久和南 2-3-12	精神科
東戸塚記念病院	横浜市戸塚区品濃町 548-7	一般病院
戸塚共立第1病院	横浜市戸塚区戸塚町1 1 6	一般病院
金沢文庫病院	横浜市金沢区釜利谷東 2-6-22	一般病院
桜ヶ丘中央病院	大和市福田 1-7-1	一般病院

5. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 介護認定区分の更新、変更または住所変更等により、介護保険証に変更があった場合は速やかに窓口にご連絡、ご提示下さい。
- ・ ご利用者の住所・連絡先、また保証人・緊急連絡先など、お知らせいただいているご連絡先が変更となった場合は、速やかにご連絡下さい。
- ・ 飲酒、喫煙は禁止です。
- ・ 所持品、備品等の持ち込みはあらかじめ届出をして許可を受けて下さい。
- ・ 金銭、貴重品は極力持ちこまないで下さい。
- ・ 施設内での「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止です。
- ・ ペットの持ち込みは禁止です。
- ・ 他に利用者への迷惑行為、安全衛生を害することは禁止です。
- ・ その他、ご不明な点をご遠慮なくお問い合わせ下さい。

7. 非常災害対策

- ・ 施設の建物は耐震構造となっております。
- ・ スプリンクラー、消火栓、消火器等の消防設備を設置しています。また、年2回の設備点検を行っています。
- ・ 消防署指導のもと、年2回防災訓練を行っています。
- ・ 3日間の保存食、又防災用品を用意しています。
- ・ 地域自治会と防災協力協定を締結し、災害発生時には地域の皆様にもご協力いただけるようになっています。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。 電話：045（355）5033

要望や苦情などは、お申し付けいただければ、速やかに対応いたします。又、1F エレベーター前に「ご意見箱」を設置しておりますのでご利用下さい。

【公的機関への苦情】

- 横浜市健康福祉局介護事業指導課

TEL：045-671-2356

- 横浜市旭区役所高齢・障害支援課

TEL：045-954-6061

- 横浜市保土ヶ谷区役所高齢・障害支援課

TEL：045-334-6381

- 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係

TEL：045-329-3447

対応時間 8：45 ～ 17：15

9. 事故対応

職員は、事故の報告があり次第管理者等に報告し、指示に従い救急車の要請やかかりつけ医の受診などにより対応します。急を要する場合には、その場にいる者が的確な状況判断を行い対応し、速やかに管理者等に報告します。早急に事故報告書を作成し、行政機関へ報告を行い、経過を記録するとともに事故防止に努めます。

10. 利用の終了・解除

当施設の利用は、居宅介護サービス計画に基づき決定されます。但し、以下の場合はその利用を中止、終了、解除することができます。

(1) 利用者からの解除

- ・ 当施設に対し利用中止、終了の意思表示をした場合。
但し、利用者がサービス提供時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他のご利用頂いた費用をお支払い頂きます。

(2) 施設からの解除

- ・ 利用者が要介護認定において、自立と認定された場合。
- ・ 利用者が居宅介護サービス計画で定められた利用時間数を越える場合。
- ・ 利用者の病状、心身の状態が悪化し、当施設での通所リハビリテーションの提供を越えると判断された場合。
- ・ 利用料を3ヶ月以上滞納し、その支払を督促したにも関わらず、30日以内に支払われなかった場合。
- ・ 当施設、当施設職員、他利用者に対して、著しい背信行為または反社会的行為を行った場合。
- ・ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない事情により、当施設を利用させることができなくなった場合。

1 1. 利用料金

【1】基本料金

[別紙料金表の通り](#)

【2】利用者の選択に基づいて負担して頂くサービスの費用

[別紙料金表の通り](#)

1 2. 請求およびお支払方法

- ・ 料金・費用は 1 カ月ごとに計算し（締日は、毎月末日）、2 週間以内に請求書を発送します。「預金口座振替依頼書」に基づきご利用者様ご指定の金融機関の預金口座から自動振替にて（引落日は、毎月 28 日）お支払い頂きます。1 カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額をご請求します。下記のカードでのお支払も承っております。又、事情によっては窓口支払いでの対応も受け付けておりますので、ご相談下さい。

取り扱いカード

VISA	MASTER	JCB	デビットカード
------	--------	-----	---------

1 3. 領収書

- ・ 自動振替により預金口座から請求額が引落としされ、預金通帳等の摘要欄に、RKS（HC サコンヤマ）と印字されます。
領収書は、次月の請求書に同封して発送します。

1 4. 医療費控除証明書

- ・ 医療費控除証明書の発行は行いません。必要な方は別途料金が必要になります。（領収書は必ず保管願います。）

1 5 当法人の概要

- | | |
|----------|---|
| 名称・法人種別 | 医療法人社団協友会 |
| ① 代表者名 | 理事長 平岡 邦彦 |
| ② 所在地 | 埼玉県吉川市大字平沼 111 番地 |
| 電話番号 | 048-982-8311 |
| ③ 業務の概要 | ・ 病院・介護老人保健施設
・ 訪問看護（介護）ステーション
・ 居宅介護支援事業所 |
| ④ 事業所数 | ・ 15 施設、8 事業所 |
| ⑤ 併設サービス | ・ 短期（予防短期）入所療養介護
・ 通所（予防通所）リハビリテーション
・ 訪問リハビリテーション
・ 居宅介護支援事業所 |

附則

2003年 3月 1日制定

2012年 4月 9日改訂

2012年 11月 1日改訂

2012年 12月 1日改訂

2013年 1月 1日改訂

2014年 4月 1日改訂

2016年 8月 15日改訂

2018年 4月 1日改訂

2018年 10月 1日改訂

2019年 4月 1日改訂

2019年 6月 24日改訂

2020年 4月 1日改訂

2022年 1月 1日改定

2022年 4月 1日改訂

2022年 10月 1日改訂

2023年 4月 1日改訂

2024年 4月 1日改訂

2024年 6月 1日改訂